

第34回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和6年12月16日（月） 午後 1時29分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 令和6年12月16日（月） 午後 1時59分

4. 出席委員（14人）の番号及び氏名

1番 鈴木照子	2番 成田春光	3番 高橋洋美	4番 棟方廣光
5番 田村昭弘	6番 菊池俊輔	7番 辞職	8番 佐藤勝利
9番 三浦大俊	10番 長内悟	11番 秋庭礼子	12番 瓜田良一
13番 貴田徳正	14番 一戸辰美	15番 瀬戸弘之	16番 川村博行
17番 下山勝源			

5. 欠席委員（2人）

- 2番成田春光
 3番高橋洋美

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第128号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第129号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第130号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第131号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第78号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第79号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第80号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 報告第81号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋庭誠一	事務局次長 工藤江里子	主事 蒔苗一輝
-----------	-------------	---------

8. 会議の概要

開会 午後1時29分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第34回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 12番瓜田良一委員と13番貴田徳正委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局
 長、工藤次長、書記には蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第１２８号から議案第１３１号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、最初に議案第１２８号及び１２９号に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
１１番秋庭礼子委員。

秋庭委員 はい、１１番秋庭です。それでは、報告いたします。
去る１２月６日、瓜田良一委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が７件、使用貸借が１件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項６号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議 長 それでは、議案第１２８号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第１２８号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は７件です。№１から№７については、普通売買が６件、贈与が１件です。
農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第１２９号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第１２９号農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は１件です。
農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間は記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第１３０号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第１３０号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は３件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

	以上です。
議 長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第 1 3 1 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 3 1 号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は 1 0 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間及び賃借料については記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第 1 2 8 号から議案第 1 3 1 号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	【全員挙手】
議 長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第 7 8 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 7 8 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について。 農地法施行規則第 6 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。 No. 1 から No. 7 について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第 7 9 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 7 9 号使用貸借合意解約書の受理について。 このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。 No. 1 について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】

議 長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第 8 0 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 8 0 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第 2 1 条の規定に基づく届出書を受理したので報告する。 No. 1 No. 2 については相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第 8 1 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 8 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消願の受理について。 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく下記の許可処分の取消を当事者双方の願いにより受理したので別紙のとおり報告する。 No. 1 について双方合意により取消願がありました。 当初の許可、取消理由は記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。
議 長	暫時休憩します。(午後 1 時 4 1 分) 【暫時休憩】
議 長	再会します。(午後 1 時 5 8 分)
議 長	本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第 3 4 回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後 1 時 5 9 分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____